

【保管事業者様へのお願い】

北九州・大阪・豊田事業区域の安定器等・汚染物の
処理委託契約等の手続きスケジュールについて

令和5年4月6日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
PCB 処理営業部
北九州 PCB 処理事業所

北九州・大阪・豊田事業区域の安定器等・汚染物について、令和4年4月27日（水）から登録及び処理委託契約の手続きを再開しておりますが、処理の進捗状況等を鑑み、原則、令和5年11月末に北九州 PCB 処理事業所での処理を終了いたします。

このため、令和5年11月末までの処理完了に向けて、処理委託契約の期限は令和5年8月末までとし、搬入期限を10月15日とさせていただきます。

保管事業者様におかれましては、以下についてご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

（安定器等・汚染物の存在が新たに発覚した保管事業者様におかれましては、下記問い合わせ先または所管自治体まで、至急ご連絡ください。）

<保管事業者様へのお願い>

既に存在が発覚している、または今後早期に存在が発覚した安定器等・汚染物

円滑な処理を進めるため、令和5年8月31日（木）までに弊社と処理委託契約を締結の上で、令和5年10月15日（日）までに北九州 PCB 処理事業所への搬入となるようご協力をお願いいたします。

- ・安定器等・汚染物の登録については、令和5年7月31日（月）までに、搬入荷姿登録を完了させるようにしてください。
- ・中小企業者等軽減制度の申請についても、搬入荷姿登録をするとともに令和5年7月31日（月）までに、中小企業者等軽減制度の申請に必要な書類が全てそろった状態で弊社に到着するようにしてください。

何らかの特別な事情でやむを得ず、上記スケジュールに間に合わない安定器等・汚染物

予算面や自治体の抱える事情等でスケジュールが限定される案件への対応として、令和6年3月末を二段階目の処理終了期限といたします。

令和6年3月末までの処理完了のためには、令和5年12月中に弊社との間で処理委託契約に関する手続きを完了していただく必要があります。弊社の令和5年の最終営業日は令和5年12月28日（木）となり、この翌日以降は、新たな安定器等・汚染物の処理委託契約に関する受付を行うことができなくなります。つきましては、以下のご配慮をいただきますよ

うお願いいたします。

- ・安定器等・汚染物の登録については、令和5年11月15日（水）までに、搬入荷姿登録を完了させるようにしてください。
- ・中小企業者等軽減制度の申請についても、搬入荷姿登録をするとともに令和5年11月15日（水）までに、中小企業者等軽減制度の申請に必要な書類が全てそろった状態で弊社に到着するようにしてください。
- ・処理委託契約については、令和5年12月28日（木）までに、処理委託契約を締結したものが令和6年3月末までの処理対象となりますので、遅くとも同日までに処理委託契約に必要な書類が全てそろった状態（※）で弊社に到着するようにしてください。その上で、令和6年1月31日（水）までに北九州 PCB 処理事業所への搬入となるよう収集運搬事業者との調整等を行ってください。

（※）令和5年12月28日（木）時点で、弊社に書類が到着していても、不備がある場合や修正が必要な状態である場合には、以後の処理委託契約締結の手続きを進めることができませんのでご注意ください。

ご不明な点がございましたら、お早めに以下までご連絡ください。

○処理委託契約に関するお問合せ先

▼北九州事業区域に廃棄物を保管されている方

（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

北九州 PCB 処理事業所 営業課（小倉オフィス）
〒802-0001 福岡県北九州市小倉北区浅野3丁目8番-1 AIMビル8階
TEL 093-522-8588/FAX 093-522-8590

▼大阪事業区域・豊田事業区域に廃棄物を保管されている方

（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）

北九州 PCB 処理事業所 営業課（近畿・東海エリア分室）
〒552-0007 大阪府大阪市港区弁天1丁目2番30号
オークプリオタワーオフィス7階702号
TEL 06-6575-5585/FAX 06-6575-5586

○登録に関するお問合せ先

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 PCB 処理営業部 登録担当
〒105-0014 東京都港区芝1-7-17 住友不動産芝ビル3号館3階
TEL 03-5765-1933/FAX 03-5765-1923